

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化と充実が経営の重要課題と認識しております。その実現に向け、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営体制の整備・運営に努め、同時に企業の健全性及び透明性を確保し、株主・顧客をはじめ、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーから信頼をされる企業の実現を目指すことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 招集通知の英訳】

招集通知の英訳は、海外投資家の保有比率などの状況を鑑み、実施しておりません。なお、日本生命保険相互会社による当社株券の公開買付けの成立及び今後の一連の手続きを経て上場廃止となる予定です。

【補充原則3 - 1 開示書類の英語での開示・提供】

当社は、企業行動規範に定める英文開示義務化の猶予措置を東京証券取引所に申請しております。なお、日本生命保険相互会社による当社株券の公開買付けの成立及び今後の一連の手続きを経て上場廃止となる予定です。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取り組み】

< サステナビリティに関する取り組み >

(1) サステナビリティ基本方針

当社グループは、「医療や健康分野の ICT 化を推進し、情報の高度活用を図ります」という使命のもと、医療や健康分野における社会課題の解決を経営の最重要事項の一つと捉え、持続的な企業価値向上を目指します。

(2) サステナビリティの考え方

医療や健康分野における社会課題の一つに、データ活用の遅れがあげられます。技術の進歩に伴い、様々なデータの活用が私たちの生活の質向上につながっています。しかしながら、わが国の医療・健康分野におけるデータ活用は、他産業や他国と比較して遅れているといえます。高齢化が進むなか医療・ヘルスケアデータの活用促進は急務であり、私たちはこのような課題に対し、事業活動を通して解決に挑むことが使命であると捉えています。

当社グループが注力すべき重要課題を特定したうえで、具体的な取り組みと目標を設定し、その実行を通じて持続的な発展を目指してまいります。

(3) 当社グループのマテリアリティ

当社は、医療を選択できる社会を実現するために優先的に対応すべき重要な事項をマテリアリティ(重要課題)として特定しました。各マテリアリティの取り組みを推進し、企業価値向上と持続的成長の実現を目指していきます。

マテリアリティ特定プロセス及びマテリアリティの一覧につきましては統合報告書2025「Integrated Report2025」P.11-12「マテリアリティ特定プロセス」及び「マテリアリティ一覧」に記載しておりますのでご参照ください。

統合報告書2025「Integrated Report2025」: https://www.mdv.co.jp/ir/library/pdf/integrated_250624.pdf

< 人的資本への取り組み >

(1) 戦略

当社グループのマテリアリティの一つは、「創造力・行動力・連携力のある人材によるイノベーション創出」です。

当社グループにとって「人」こそが価値創造の源泉であり、多様なバックグラウンドを持つ人材による豊かな発想が必要です。すべての従業員と、これから仲間になるすべての人にとって主体的・意欲的に働ける環境を整備し、新たな価値創造に挑戦する文化を醸成するため、「人材育成方針」と「社内環境整備方針」を掲げました。

(2) 指標

当社のさらなる発展のためには、多様なバックグラウンドを持つ人材による豊かな発想が必要です。多様な人材の活躍を後押しする取り組みの一つとして、ジェンダー・ギャップの縮小を目指し、女性管理職比率の向上と男性の育児休業取得率向上を目標に掲げました。

当社の現状を見ると、育児休業から復帰する女性従業員は多いものの、管理職に就く者が少ないという課題があります。管理職としての仕事と、育児を含む本人の生活を両立させるため、働く環境や制度の整備と、本人の希望に合わせたキャリアアップ支援、男女公正な機会の提供、周囲の意識改革を行っていく方針です。

(1)の「人材育成方針」、「社内環境整備方針」及び(2)の「計画期間」、「数値目標」につきましては統合報告書2025「Integrated Report2025」P.15-16「人的資本」に記載しておりますのでご参照ください。

統合報告書2025「Integrated Report2025」: https://www.mdv.co.jp/ir/library/pdf/integrated_250624.pdf

< 知的財産への投資 >

(1) 知的財産権に関する基本方針

当社は、知的財産権を重要な会社財産であると認識し、その権利の保全に努めるとともに有効に活用することを基本的な方針としております。また、他社(他者)の知的財産権を尊重し、侵害しないように努めることが同様に重要なことであると認識し、事業活動を実施してまいります。

(2)知的財産に関する具体的な行動指針

当社の知的財産権の取得と保全、活用について

- ・私たちは、当社の知的財産が重要な会社財産であることを認識し、これをMDVグループの強みとして、適切に維持・管理することで、権利を保全し、これを有効に活用します。
- ・当社グループが開発した先進的かつ創造的な研究開発の成果である技術や商品などについて、特許権などの知的財産権となり得るものについては、積極的にその権利を取得し、その保護とグループ全体での活用を図ります。
- ・全てのグループ会社から生まれる知的財産権の情報をMDVグループとして集約し、グループとしての知的財産権の把握と活用を図ります。一方で、第三者による侵害行為に対しては適切でかつ正当な権利行使を行います。

他社(他者)の知的財産権の尊重について

- ・私たちは、新商品・新技術の研究開発にあたり、他社の知的財産権を侵害していないかどうかを調査し、権利を侵害しないように努めます。
- ・正当に入手した他社の知的財産権は、契約で定めた使用可能な範囲内においてのみ使用するとともに、ソフトウェアの不正コピーなど、他者の権利を侵害する行為は行いません。

具体的な戦略や投資などにつきましては、社内での議論を尽くし、また必要に応じて外部の知見も取り入れて、実施状況を開示すべく準備してまいります。

【補充原則4 - 8 支配株主を有する場合における少数株主保護】

当社は支配株主を有しておりますが、独立社外取締役は3名で、取締役会において支配株主から独立性を有する独立社外取締役を過半数以上選任していません。

また、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会は設置していませんが、当社グループとの取引開始時には独立社外取締役が出席する取締役会において、独立した立場からその取引の妥当性などを審議するなどしております。よって、経営の監視及び監督は機能しているものと認識しておりますが、特別委員会の設置や社外取締役の増員は必要に応じて検討してまいります。

【原則4 - 11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各業務執行部門における当該事業分野に精通した業務執行取締役、サービス業界における企業経営経験者、代表取締役としての企業経営経験ならびに弁護士としての高い見識を持つ者、医師としての高い見識と専門性を持つ者からなる社外取締役など、多様な職歴や年齢による人材で構成されております。当社の監査役は、各分野における高い専門知識や経験を有している公認会計士、税理士などからなる4名で構成されております。

また、取締役個々で取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行った上で適宜意見交換する等により、取締役会の機能向上に努めております。今後、ジェンダーや国際性の面を含む多様性の確保について、検討を重ねてまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、売上高成長率、売上高経常利益率、ROE(自己資本利益率)を経営上の重要な指標と位置づけ、高い成長率の持続と収益性及び資本効率のさらなる向上を図り、企業価値のさらなる増大を目指しております。毎年度、当社の資本コストを的確に把握した上で、当該重要指標における目標を定め、決算説明会及び当社ホームページ等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しております。また、株主とのさらなるコミュニケーションの向上を目指し、2022年11月に中期経営計画を公表いたしました。

なお、日本生命保険相互会社による当社株式に対する公開買付けが成立し、今後の一連の手続きを経て上場廃止となる予定であることから、現時点において業績予想および次期経営計画を公表しておらず、ROE等の資本効率に関する目標値の開示も行っておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社グループは、当該会社と当社グループとの事業上の関係性及び投資コスト等を総合的に勘案し、当該会社との良好な協業関係の構築、維持及び強化を図る観点から合理的な必要性が認められる場合に限り、他社株式を保有いたします。株式保有後は、上記観点に基づき精査を行った上で取締役会において検証し、検証の結果、その保有の意義が希薄であると判断した場合は当該株式の保有の縮減及び売却を行います。

また、政策保有株式に係る議決権行使基準については、発行会社の持続的成長・中長期的な企業価値の向上及び当社の株主価値向上に寄与するものであるかなど、保有目的に照らし総合的に判断して行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引または利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。そして当該取引が承認された場合において、取引条件については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。また、毎期末に当社グループの役員に対し関連当事者間取引の有無について確認をする調査を実施しており、関連当事者間の取引を管理する体制を構築しております。

【補充原則2-4 女性・外国人・中途採用者の管理職登用等における多様性の確保】

当社のさらなる発展のためには、多様なバックグラウンドを持つ人材による豊かな発想が必要です。多様な人材の活躍を後押しする取り組みの一つとして、ジェンダー・ギャップの縮小を目指し、女性管理職比率の向上と男性の育児休業取得率向上を目標に掲げました。

当社の現状を見ると、育児休業から復帰する女性従業員は多いものの、管理職に就く者が少ないという課題があります。管理職としての仕事と、育児を含む本人の生活を両立させるため、働く環境や制度の整備と、本人の希望に合わせたキャリアアップ支援、男女公正な機会の提供、周囲の意識改革を行っていく方針です。

< 計画期間 >

2023年11月10日～2026年12月31日

< 数値目標 >

目標1: 管理職に占める女性割合を30%以上とする

目標2: 男性の育児取得率を100%とする

「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」につきましては統合報告書2025「Integrated Report2025」P.15-16「人的資本」に記載しておりますのでご参照ください。

統合報告書2025「Integrated Report2025」: https://www.mdv.co.jp/ir/library/pdf/integrated_250624.pdf

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を設けておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 経営理念、ビジョン、経営戦略について、当社ホームページ、決算説明資料及び中期経営計画などで開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ及びコーポレートガバナンスに関する報告書で開示しております。
- (3) 当社の取締役の報酬の額は、株主総会で定められた報酬限度額内において、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の職務の内容を参考にして、取締役会で個別の額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会決議に基づき授権された代表取締役社長が当社の定める基準に従い決定しております。当該決定に際しては、独立社外取締役を中心として構成される指名・報酬・評価委員会が、その適正性を確認するとともに、適切な助言を行っております。監査役の報酬は、株主総会で定められた報酬限度額内において、監査役の協議により決定しております。
- (4) 当社取締役会が経営陣の選任を行うにあたっては、役割に応じた必要な能力・経験・見識・人格を検討し、取締役会で決定しております。取締役候補者は株主からの付託に応えるため、必要な能力・経験・見識・人格を有する人材を代表取締役社長が候補者の原案を作成し、取締役会の審議を経て決定しております。監査役候補者は経営陣に対する監査に係る株主からの付託に応えるため、必要な能力・経験・見識・人格を有する人材を監査役会が候補者の原案を作成し、取締役会の審議を経て決定しております。当該決定に際しては、独立社外取締役を中心として構成される指名・報酬・評価委員会が、その適正性を確認するとともに、適切な助言を行っております。
- (5) 当社では、社外取締役及び社外監査役の候補者について、有価証券報告書及び株主総会招集通知に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しております。なお、業務執行役員選任については会社法及び金融商品取引法が定める基準に準拠しておりますが、今後は選任基準の公開等含め検討してまいります。

【補充原則4-1 取締役の決議事項・経営陣に対する委任範囲】

法令、定款及び取締役会規程により、取締役会の決議事項を定めるとともに、取締役会決議及び職務権限規程等により、取締役に対する委任の範囲を定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任にあたり、会社法上の社外性要件に加え、企業経営等における豊富な経験と高い見識を重視しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。

【補充原則4-10 委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割】

当社は取締役7名のうち、独立社外取締役は3名となっており、過半数には達していませんが、独立社外取締役を中心に3名以上で構成される指名・報酬・評価委員会を設置し、取締役の指名・評価・報酬の検討にあたり、その適正性を確認するとともに、適切な助言を得ております。また、同委員会の委員長は独立社外取締役より選任することとしております。今後、ジェンダー等の多様性やスキルの観点も含め、同委員会からの助言を得ていく予定です。

【補充原則4-11 取締役選任方針・手続】

取締役会出席者11名中6名が独立社外役員（社外取締役3名、社外監査役3名）であり、取締役会において独立した中立な立場からの意見をふまえた議論が可能となっております。現在の取締役会は、各事業及び会社業務等に精通している者と、高度な専門性を有し、幅広い視点により経営に対する助言と監督ができる者で構成されております。取締役候補者の決定に際しては、独立社外取締役を中心として構成される指名・評価・報酬委員会が、その適正性を確認するとともに、適切な助言を行っております。

当社は第19期定時株主総会の取締役選任より、スキルマトリックスを開示しております。今後もその役割・責務を実効的に果たすための知識・経

験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めてまいります。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼務状況】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼務状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書を通じ、毎年開示を行っております。社外取締役3名中1名は、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておりません。また、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。社外監査役1名は、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておりません。社外取締役3名中2名及び社外監査役2名は当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておりますが、当社監査業務の執行にあたり十分な体制を確保しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価の実施・開示】

当社は「取締役会評価に関する規定」を定め、毎年度、独立社外取締役を主要メンバーとする指名・報酬・評価委員会の助言・提言のもと、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりますが、より客観的かつ独立的な視点を取り入れるため、2022年度より第三者機関にアンケートの調査・集計・分析を委託しております。また、その結果の概要を当社ホームページにおいて公表することとしております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行に必要な知識の習得や役割・責務の理解のために、随時トレーニングの機会を提供することを基本方針としております。当社取締役及び監査役は外部セミナー等に積極的に参加することで、役割・責務の遂行に必要な知識、時勢に応じた新しい知識の取得や研鑽に努めております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当執行役員を選任し、IR・SR室が担当部署として、株主との対話（面談）を行っております。株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期に1回開催し、代表取締役社長自らが説明を行っております。また、株主との建設的な対話に関する方針（IR方針）を当社ホームページにて開示しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	検討状況の開示
英文開示の有無 更新	無し

該当項目に関する説明 更新

日本生命保険相互会社による当社株式に対する公開買付けが成立し、今後の一連の手続きを経て上場廃止となる予定であることから、現時点において業績予想および次期経営計画を公表しておらず、ROE等の資本効率に関する目標値の開示を行っておりません。今後、日本生命保険相互会社とのシナジー効果の早期発現、最大化を目指す取り組みを反映させた次期経営計画を策定するなかで、ROE等の資本効率に関する目標値の開示を検討いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SBIホールディングス株式会社	14,507,214	38.32
株式会社メディopalホールディングス	3,212,600	8.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,401,300	6.34
東海東京証券株式会社	1,379,600	3.64
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,153,048	2.88
鈴木 隆啓	880,000	2.19
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	802,200	2.00
岩崎 博之	800,600	2.00
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQCO	737,919	1.84
シミックホールディングス株式会社	610,000	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無 更新	日本生命保険相互会社 (非上場)

1. 大株主の状況は、2025年12月31日時点の状況です。
2. 「発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
3. 日本生命保険相互会社から2025年12月16日から2026年2月3日までを公開買い付け期間として行った当社の普通株式に対する公開買い付けにより、2026年2月4日付で主要株主の異動に係る臨時報告書を関東財務局長に提出されております。
当該「臨時報告書」の記載内容は以下のとおりです。
【異動のあった主要株主の氏名又は名称 / 異動年月日 / 所有議決権の数(個) / 総株主等の議決権に対する割合
日本生命保険相互会社 / 2026年2月9日(本公開買い付けの決済の開始日) / 異動前 -、異動後 200,824個 / 異動前 -、異動後 52.34%
4. 2026年2月9日(報告義務発生日は2026年2月3日)に、日本生命保険相互会社から大量保有報告書、2026年2月10日(報告義務発生日は2026年2月3日)に、SBIホールディングス株式会社から共同保有者の増加に係る変更報告書が関東財務局長に提出されております。
当該「大量保有報告書」および当該「変更報告書」の記載内容は以下のとおりです。
【氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合]
日本生命保険相互会社 / 20,082,496株 / 50.17%
SBIホールディングス株式会社 / 14,507,214株 / 36.24%
5. 2024年3月7日付で公衆の縦覧に提供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社が2024年2月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
【氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合]
アセットマネジメントOne株式会社 / 1,594,200株 / 3.98%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引を行う際には、主に取引されている市場等の客観的な情報をもとに、一般的取引条件と同様な合理的な決定をし、少数株主に不利益を与えることのないように適切な対応を行うことを方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社である日本生命保険相互会社は、今後、株式併合手続により当社株式の全てを取得することを予定しております。なお、当該手続により、当社株式は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
香月 壮一	他の会社の出身者											
中村 隆夫	他の会社の出身者											
加藤 祐子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
香月 壮一	○	他の会社の兼務の状況は以下のとおりです。 株式会社コルポート社外取締役	長年にわたるサービス業界での企業経営を通じて培った高い見識をもとに、実践的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断したため、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。

中村 隆夫	○	社外取締役の中村隆夫は、和田倉門法律事務所パートナー弁護士であります。 株式会社松屋社外取締役（監査等委員） 株式会社Lightblue社外取締役	代表取締役としての企業経営を通じて培った豊富な経験と、弁護士としての高い見識をもとに、実践的及び多角的な視点から、当社グループのコーポレートガバナンス強化への貢献が期待できると判断したため、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。
加藤 祐子	○	社外取締役の加藤祐子は、心臓血管研究所附属病院循環器内科心不全担当部長・心臓リハビリテーション科担当部長であります。	医師としての専門知識と経験及び医療業界に高い見識を有していることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬・評価委員会	3	3	0	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬・評価委員会	3	3	0	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社の指名・報酬・評価委員会は、独立社外取締役を中心に3名以上で構成しており、委員長は独立社外取締役より選任することとしております。取締役の指名、評価、報酬等に関して審議を行った上で、代表取締役社長に助言、提言を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況については、監査役は期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果報告を受けるとともに、定期的な情報交換を行い、常に正確な経営情報を共有し、相互の連携を高めております。
監査役と内部監査担当の連携状況については、年度内部監査計画に基づき、内部監査実施結果の報告並びに内部監査改善事項の改善状況及び監査結果報告等について適宜監査役に報告し、情報及び意見交換を行っております。
内部監査室、監査役会及び会計監査人は、会計監査人が往査した後に三者ミーティングを実施し、監査上の問題点や課題等について、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高木 政秋	公認会計士													
松本 保範	公認会計士													
濱田 清仁	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 政秋	○	ビズメイツ株式会社社外取締役	長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と高い知見を有していることから、社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの出身者であります。同法人との取引は主要な取引に該当しておりません。また、2020年3月に退職しており、出身法人の意向に影響される立場にないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
松本 保範	○	社外監査役の松本保範は、松本保範公認会計士事務所に所属しております。明星監査法人代表社員	長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と高い知見を有していることから、社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの出身者であり、一時期(2008年～2014年)において当社の会計監査を担当しておりましたが、同法人との取引は主要な取引に該当しておりません。また、2017年6月に退職しており、出身法人の意向に影響される立場にないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
濱田 清仁	○	社外監査役の濱田清仁は、よつば総合会計事務所所属しております。ナイス株式会社社外取締役	長年にわたる公認会計士及び経営者としての豊富な経験と高い知見を有していることから、社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの出身者であります。同法人との取引は主要な取引に該当しておりません。また、1997年2月に退職しており、出身法人の意向に影響される立場にないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

・当社の取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成されております。
・取締役の固定報酬及び業績連動報酬の合計の報酬限度額は、2004年2月25日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）と決議しております。
・取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は、2018年3月27日開催の定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。
・取締役の報酬（固定報酬、業績連動報酬、株式報酬）の額は、全て、指名・報酬・評価委員会の審議、助言及び提言を踏まえ、取締役会で決定しております。また、各取締役への配分は、指名・報酬・評価委員会の審議、助言及び提言を踏まえ、決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

・2018年3月27日開催の定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の導入を決議いたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・当社の取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成されております。
・取締役の報酬（固定報酬、業績連動報酬、株式報酬）の額は、全て、指名・報酬・評価委員会の審議、助言及び提言を踏まえ、取締役会で決定しております。また、各取締役への配分は、指名・報酬・評価委員会の審議、助言及び提言を踏まえ、決定しております。
・監査役の報酬限度額は、2004年2月25日開催の臨時株主総会において、年額8千万円以内と決議しております。監査役の報酬は、固定報酬のみとし、その額は、監査役会における監査役の協議により決定しております。
・2025年12月期における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

【役員報酬】

取締役8名154,923千円(固定報酬154,923千円、業績連動報酬—、譲渡制限付株式報酬—)

監査役4名26,080千円(固定報酬26,080千円)

(注)上記には、2025年3月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)をサポートする部署は、IR・SR室であります。取締役会においては、事前に付議事項等について連絡し、情報の提供ができる体制としております。また、社外監査役に対しては、常勤監査役により監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役会】

取締役会は、取締役7名(社外取締役3名)で構成され、当社の業務執行に関する重要事項の審議及び決定を行い、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。定時取締役会を、原則毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2025年12月期における取締役会の活動状況は以下のとおりです。

代表取締役社長	岩崎 博之	18回/20回(90%)
専務取締役	浅見 修二	20回/20回(100%)
取締役	柳澤 卓二	20回/20回(100%)
取締役	中村 正樹	20回/20回(100%)
社外取締役	香月 壮一	20回/20回(100%)
社外取締役	中村 隆夫	19回/20回(95%)
社外取締役	加藤 祐子	17回/17回(100%)(注)2
社外取締役	野尻 紀代美	0回/3回(0%)(注)3

(注)1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(注)2. 社外取締役加藤祐子氏の出席状況は2025年3月25日の取締役就任以降に開催された取締役会を記載しております。

(注)3. 社外取締役野尻紀代美氏の出席状況は2025年3月25日の取締役退任までの期間に開催された取締役会を記載しております。

取締役会は、経営の基本方針に関する事項、経営計画に関する事項、株主総会に関する事項、取締役及び取締役会に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、組織及び人事に関する事項、重要な財産の処分・譲受け、多額の借財、その他の重要な業務執行に関する事項等について、審議・決定をしております。

【監査役会】

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名の合計4名(社外監査役3名)で構成され、取締役の職務執行を厳正に監査するとともに当社の会計監査及び業務監査の実施を行っております。監査役会を原則毎月1回開催し、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するよう努めております。

2025年12月期における監査役会の活動状況は以下のとおりです。

常勤監査役	高木 政秋	12回/12回(100%)
社外監査役	松本 保範	12回/12回(100%)
監査役	中川 治	12回/12回(100%)
社外監査役	濱田 清仁	12回/12回(100%)

監査役会における具体的な検討事項として、取締役の職務の執行に関連するすべての事案、会計監査人の監査の検証と評価、内部統制システムの整備・運用状況、内部監査の進捗状況、子会社を含む業務管理等があり、適切な情報共有と意見交換のもと、効果的な監査業務を遂行しております。

【経営会議】

経営会議は、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び代表取締役社長が指名する部門管理者にて構成され、原則毎月1回開催されております。経営会議では、経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等を報告し、また審議が必要な重要案件に関して施策を審議しております。

【指名・報酬・評価委員会】

指名・報酬・評価委員会は、独立社外取締役を中心に3名以上(委員長は独立社外取締役)で構成され、取締役の指名、報酬、評価等に関して審議を行った上で、代表取締役社長に助言・提言を行っております。

2025年12月期における指名・報酬・評価委員会の活動状況は以下のとおりです。

社外取締役	香月 壮一	5回/5回(100%)
社外取締役	中村 隆夫	5回/5回(100%)
社外取締役	加藤 祐子	2回/2回(100%)

(注)社外取締役加藤祐子氏の出席状況は、2025年3月25日の取締役就任以降に開催された指名・報酬・評価委員会を記載しております。

【会計監査の状況】

当社は、有限責任監査法人トーマツが会計監査を行っております。同監査法人及びその業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、第23期事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成については以下の

とおりです。

・継続監査期間

19年間

・業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 小出啓二

指定有限責任社員 業務執行社員 笹岡祐也

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名

その他19名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役3名、社外監査役3名を選任しております。各々の社外取締役及び社外監査役は、コーポレート・ガバナンス並びに内部統制システム等に精通しており、幅広い見識と豊富な経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言、監査を実施しております。また、常勤監査役については、その他の各重要な会議にも常時出席し、必要に応じて意見を述べております。これらにより、業務の適正性が確保されていると考えているため、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、株主総会招集通知の早期（開催日の3週間前以上）発送に関して、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等の社内体制の整備に取り組んでおります。 2026年3月24日開催の第23期定時株主総会の招集通知を発送前の2026年3月2日に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにて早期開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中する日と避けるとともに株主の利便性を考慮して出席しやすい場所を柔軟に選定するように取り組みます。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入し、パソコン、携帯電話及びスマートフォンによる行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上にIRおよびディスクロージャーに関する方針を掲載しております。 https://www.mdv.co.jp/ir/principles/disclosure_policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに年4回の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・SR室にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	情報開示規程において規定しております。

< 環境への取り組み >

・ガバナンス

当社グループは、「環境」、「社会」、「経済」に配慮した企業活動の実践を通じ、持続可能な社会の実現と企業価値向上の両立を図るため、2022年7月より取締役会の直下にサステナビリティ推進委員会を設置しております。当委員会は四半期に一回開催され、ESG関連の最高責任者である代表取締役社長を委員長とし、常勤監査役や各事業本部長や室長から構成されており、当社グループのサステナビリティ推進活動に関する全体計画や戦略・施策等の企画・立案、その進捗状況のモニタリング、達成状況の評価を行っています。特に気候変動事項については、経営企画本部長を分科会長とした「環境への配慮と持続可能な社会の達成に向けた分科会」を委員会の下部組織として設置し、全社横断的な重要テーマとして活動方針の策定やモニタリングを実施しております。その内容を四半期に一回の頻度で取締役会に報告しており、取締役会では報告内容について諮問、監督を行う仕組みとしています。

・戦略

分析プロセス

TCFD提言で示された各リスク・機会の項目を参考に、気候変動問題が当社グループの事業に及ぼすリスク・機会に関して、「リスク・機会の特定と評価」→「シナリオ群の定義」→「財務インパクト評価」→「対応策の検討」のステップで検討いたしました。

また、1.5 シナリオと、4 シナリオの二つのシナリオを用いて、政策や市場動向の移行(移行リスク・機会)に関する分析と、災害などによる物理的变化(物理リスク・機会)に関する分析を実施しました。

気候変動シナリオについて

1.5 シナリオ(脱炭素シナリオ)

気候変動の影響を抑制するためにカーボンニュートラル実現を目指した取り組みが活発化し、世界の平均気温を産業革命期以前と比較して1.5 に抑えることを目指したシナリオ。1.5 シナリオでは、移行リスクの中でも政策・法規制リスクの影響が2 シナリオに比べて大きくなると想定されている。

4 シナリオ(高排出シナリオ)

気候変動対策が現状から進展せず、世界の平均気温が産業革命期以前と比較して今世紀末頃に約4 上昇するとされるシナリオ。物理リスクにおける異常気象の激甚化や海面上昇リスクによる影響が大きくなると想定されている。

リスク・機会のインパクト評価と対応策の選定

気候変動シナリオをもとに当社グループの事業に与えるリスク・機会に関して、重要リスク・機会として項目を抽出しました。抽出したリスク・機会の項目が事業に与える影響を、シナリオ分析を通して定性・定量評価を行い、対応策を立案しております。評価に用いたシナリオは主に、1.5 シナリオとしてIEA Net Zero Emission、4 シナリオとしてIPCC SSP5-8.5を用いました。

抽出した項目については統合報告書2025「Integrated Report2025」P.24-25「気候変動に関する情報開示」に記載しておりますのでご参照ください。

統合報告書2025「Integrated Report2025」: https://www.mdv.co.jp/ir/library/pdf/integrated_250624.pdf

・リスク管理

気候関連リスクを識別・評価するプロセス

当社では、「統制委員会規程」を制定し、事業運営上において発生しうるあらゆるリスクの予防、発見、是正、及び再発防止に係る管理体制の整備と発生したリスクへ対応するために、代表取締役を委員長とした「統制委員会」を設置しております。気候変動に伴うリスクについては、短期的なリスクのみならず中・長期的なリスクに関してもサステナビリティ推進委員会にて特定、評価をしており、特に重要であるリスクについては必要に応じて取締役会に報告される体制となっております。

気候関連リスクを管理するプロセス

識別・評価された気候関連リスクに関しては、リスク軽減のためにサステナビリティ推進委員会にて予防策、対応方針を決定します。なお、その他全社のリスクについては統制委員会にて管理しており、リスク対応策に関しては取締役会に報告された後、取締役会から統制委員会を経て、関連する対応組織にて実行されます。また、「リスク影響度」と「発生頻度」を軸にそれぞれ5段階で評価し、総合評価としてリスクの重要性を4段階にて分類することで対処すべきリスクの重要性を決定しております。

リスク重要性決定プロセスについては有価証券報告書「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) 気候変動への対応 リスク管理」に記載しておりますのでご参照ください。

有価証券報告書(2025年12月期): https://www.mdv.co.jp/ir/library/security_report.html

全社のリスク管理への統合プロセス

「統制委員会」は原則として四半期に一度開催され、当社のリスクマネジメント取組において対象とするリスク項目への対応状況を評価しております。気候変動に係るリスクに関してもサステナビリティ推進委員会とリスク・コンプライアンス委員会が連携することにより全社的なリスクと同様のプロセスで管理され、統合的なリスク管理体制を構築しております。

・指標と目標

当社グループは、気候関連問題が経営に及ぼす影響を評価・管理するため、2022年度よ

	りGHGプロトコルの基準に基づき温室効果ガス排出量 (Scope1-3) の算定を実施しております。温室効果ガス排出量の削減目標については、当社グループを対象に2030年度に2022年度の基準排出量からScope1,2は42%以上、Scope3は25%以上の削減水準を設定しており、これらの目標は温室効果ガス排出量の削減目標イニシアチブであるSBT (Science Based Targets) の認定を取得しております。今後、目標の達成に向けて、再生可能エネルギーの導入や、省エネルギーの徹底など各種削減活動を推進いたします。 算定した温室効果ガス排出量 (Scope1-3) については統合報告書2025「Integrated Report2025」P.24-25「気候変動に関する情報開示」に記載しておりますのでご参照ください。 統合報告書2025「Integrated Report2025」: https://www.mdv.co.jp/ir/library/pdf/integrated_250624.pdf
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確・かつ公平な会社情報の開示を行うことが重要である」と考えており、当社ホームページ及び適宜開催する会社説明会等を通じて情報提供を行う方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、またその他会社の業務の適正性を確保するため、以下のとおり、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、これに基づき内部統制システムを整備しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という)の取締役及び使用人は、法令及び定款、当社グループが定める「経営理念」「企業倫理」を遵守し、高い倫理観をもって行動する。
 - (2) 内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける定款及び社内規程違反、法令違反、会社の行動違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対して解雇、その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
 - (3) 内部監査部署は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認する。
 - (4) 反社会的勢力の排除については、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては、当社グループを挙げて毅然とした態度で対応し、これと一切の関係を遮断する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役は、その職務の執行にかかる文書その他の情報については、法令の定めによるほか、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理するとともに、監査役等の閲覧要請に備える。
 - (2) 情報セキュリティ管理についての規程を策定し、適切な情報セキュリティレベルを確立・維持する。
 - (3) 情報システム管理についての規程を策定し、情報システムを安全に管理・維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
 - (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、統制委員会にて十分な審議を行い、特に重要なものについては取締役会にて報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - (2) 各部門においては、「職務分掌規程」及び「職務権限基準表」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
 - (2) 監査役及び内部監査責任者は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、当該使用人が、監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、当社グループの事業及び内部統制、業務の執行状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
 - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - (3) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、当社グループの重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
 - (2) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、他の取締役及び内部監査責任者とも適宜に意見交換を行う。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため「財務報告の基本方針」を定め、財務報告にかかる内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力の排除について定めております。現在までに取引関係を含め、反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、統括部署を管理部及びリスク・コンプライアンス部とし、「反社会的勢力対策規程」を制定するとともに、「反社会的勢力マニュアル」に従い、対応・運用を行っております。

具体的には、反社会的勢力との関係がないか、役職員においては採用前に確認し、株主においては、株式の割当・譲渡前の新規取得者となる前に調査又は確認することとしております。

また、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集し、事前チェックを行い、継続取引先については、定期的取引先の調査を行っております。取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社排除条項を盛り込んでおります。

なお、所轄警察署や暴力追放推進センターとの関係を強化するべく、不当要求防止責任者を選任し、社外の講習等に参加し、情報収集を行い、社内研修を実施し、役職員へ周知徹底を図っております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、経営の透明性、公平性を重視し、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める諸規則に則り、適時・正確・公平に情報を提供してまいります。

2. 会社情報の開示基準

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、必要な会社情報の開示を行ってまいります。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、執行役員経営企画本部長を情報開示責任者、IR・SR室を情報開示担当部署と定め情報管理を行っており、重要事項及び決算情報につきましても、漏れなく取締役会において審議される体制となっております。また、重要な発生事実は各部門長からの直接の報告及び月1回開催される取締役会及び経営会議における担当取締役及び各部門長からの報告により、情報開示責任者が迅速かつ網羅的に把握できる体制を構築しております。情報開示責任者は、必要に応じて監査法人及び顧問弁護士等の外部専門家の助言を得て、適時開示規則に則って開示の要否を判断いたします。

開示書類の作成は、情報開示責任者及び情報開示担当部署が担当しております。作成後、誤記載等の未然防止のため予め情報管理責任者が選任した複数名の開示資料校正担当者により全文チェックを行い、外部専門家による必要なチェックを経た上で、最終的には取締役会において各取締役及び監査役による確認と開示の承認を行い、公表いたします。

4. インサイダー取引防止体制

当社は、「内部者取引防止規程」を制定し、内部情報の管理及び役職員の自社株式等の売買に関する規制を定め、教育・研修会等の場で法令、社内規程の内容を周知徹底させることにより役職員の内部者取引の未然防止に努めております。また、自社株式に限らず、職務に関して内部情報を知り得る取引先等の株式も含めたインサイダー取引規制に関して社内研修会を定期的に開催し、法令・社内規定の内容を周知徹底させることで、内部者取引の未然防止に努める方針です。

